

令和 7 年

松戸市議会 9 月定例会議案

9 月 5 日提出

松 戸 市

目 次

認定第 1 号	令和 6 年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 頁
認定第 2 号	令和 6 年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2 頁
認定第 3 号	令和 6 年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について	3 頁
認定第 4 号	令和 6 年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 頁
認定第 5 号	令和 6 年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5 頁
認定第 6 号	令和 6 年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 頁
認定第 7 号	令和 6 年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7 頁
認定第 8 号	令和 6 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 頁
認定第 9 号	令和 6 年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9 頁

認定第 10 号	令和 6 年度松戸市水道事業決算の認定について	10 頁
認定第 11 号	令和 6 年度松戸市病院事業決算の認定について	11 頁
認定第 12 号	令和 6 年度松戸市下水道事業決算の認定について	12 頁
議案第 12 号	令和 7 年度松戸市一般会計補正予算（第 5 回）	別 冊
議案第 13 号	令和 7 年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 回）	別 冊
議案第 14 号	令和 7 年度松戸市介護保険特別会計補正予算 （第 1 回）	別 冊
議案第 15 号	令和 7 年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 1 回）	別 冊
議案第 16 号	令和 7 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側 地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 回）	別 冊
議案第 17 号	令和 7 年度松戸市病院事業会計補正予算 （第 1 回）	別 冊
議案第 18 号	令和 7 年度松戸市下水道事業会計補正予算 （第 1 回）	別 冊
議案第 19 号	松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の 制定について（クリーンセンター内スポーツ施設 関係）	13 頁

議案第 20 号	松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の 制定について（松戸市東部スポーツパーク及び松 戸市和名ヶ谷スポーツセンター関係）	16 頁
議案第 21 号	松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	18 頁
議案第 22 号	松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	22 頁
議案第 23 号	松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	27 頁
議案第 24 号	松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	36 頁
議案第 25 号	松戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条 例の制定について	38 頁
議案第 26 号	松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会条例の制 定について	40 頁
議案第 27 号	松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災 害の発生の防止に関する条例の制定について	43 頁
議案第 28 号	松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防 及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	58 頁

議案第29号	松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	61頁
議案第30号	松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例の制定について	65頁
議案第31号	契約の締結について (松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良 工事)	67頁
議案第32号	契約の締結について (松戸市立梨香台小学校外壁改修工事)	73頁
議案第33号	契約の締結について (松戸市立大橋小学校外壁改修工事)	78頁
議案第34号	契約の締結について (松戸市立幸谷小学校外壁改修工事)	83頁
議案第35号	教育委員会委員の任命について	88頁
議案第36号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	90頁
議案第37号	人権擁護委員候補者の推薦について	91頁

認 定 第 1 号

令和6年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 2 号

令和6年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 3 号

令和6年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 4 号

令和6年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 5 号

令和6年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 6 号

令和6年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 7 号

令和6年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 8 号

令和6年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整
理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市松戸都市計画事業新松戸
駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付け
て議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特
別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特
別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認 定 第 9 号

令和6年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書
（別冊）
- 2 令和6年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算審査
意見書（別冊）

認 定 第 10 号

令和6年度松戸市水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松戸市水道事業決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市水道事業決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市水道事業決算審査意見書（別冊）

認 定 第 11 号

令和6年度松戸市病院事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松戸市病院事業決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市病院事業決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市病院事業決算審査意見書（別冊）

認 定 第 12 号

令和6年度松戸市下水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、松戸市下水道事業決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

- 1 令和6年度松戸市下水道事業決算書（別冊）
- 2 令和6年度松戸市下水道事業決算審査意見書（別冊）

議 案 第 19 号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

クリーンセンターの解体に伴い、クリーンセンター内スポーツ施設を令和7年度末で廃止するため。

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

松戸市スポーツ施設条例（昭和５５年松戸市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前				改 正 後																							
（設置） 第2条 本市が設置するスポーツ施設（次条第2項の有料公園施設を除く。）の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>松戸市東部スポーツパーク</td><td>（略）</td></tr><tr><td>松戸市クリーンセンター</td><td>松戸市高柳新田 3 7 番地</td></tr><tr><td>松戸市新松戸プール</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>				名称	位置	松戸市東部スポーツパーク	（略）	松戸市クリーンセンター	松戸市高柳新田 3 7 番地	松戸市新松戸プール	（略）	（略）		（設置） 第2条 本市が設置するスポーツ施設（次条第2項の有料公園施設を除く。）の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>松戸市東部スポーツパーク</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（削除）</td></tr><tr><td>松戸市新松戸プール</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>				名称	位置	松戸市東部スポーツパーク	（略）	（削除）		松戸市新松戸プール	（略）	（略）	
名称	位置																										
松戸市東部スポーツパーク	（略）																										
松戸市クリーンセンター	松戸市高柳新田 3 7 番地																										
松戸市新松戸プール	（略）																										
（略）																											
名称	位置																										
松戸市東部スポーツパーク	（略）																										
（削除）																											
松戸市新松戸プール	（略）																										
（略）																											
別表第1（第3条関係） 1 有料施設 <table><tr><th>スポーツ施設の名称</th><th>施設</th></tr><tr><td>松戸市東部スポーツパーク</td><td>（略）</td></tr><tr><td>松戸市クリーンセンター</td><td>体育室 テニスコート</td></tr><tr><td>松戸市新松戸プール</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 2 （略）				スポーツ施設の名称	施設	松戸市東部スポーツパーク	（略）	松戸市クリーンセンター	体育室 テニスコート	松戸市新松戸プール	（略）	（略）		別表第1（第3条関係） 1 有料施設 <table><tr><th>スポーツ施設の名称</th><th>施設</th></tr><tr><td>松戸市東部スポーツパーク</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（削除）</td></tr><tr><td>松戸市新松戸プール</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 2 （略）				スポーツ施設の名称	施設	松戸市東部スポーツパーク	（略）	（削除）		松戸市新松戸プール	（略）	（略）	
スポーツ施設の名称	施設																										
松戸市東部スポーツパーク	（略）																										
松戸市クリーンセンター	体育室 テニスコート																										
松戸市新松戸プール	（略）																										
（略）																											
スポーツ施設の名称	施設																										
松戸市東部スポーツパーク	（略）																										
（削除）																											
松戸市新松戸プール	（略）																										
（略）																											
別表第2（第7条関係） 1 有料施設の使用料 <table><tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">施設</th><th rowspan="3">単位 （ 時 間）</th><th colspan="2">使用料（円）</th></tr><tr><th>午前9時～ 午後5時</th><th>午後5時～ 午後9時</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>					施設	単位 （ 時 間）	使用料（円）		午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時			別表第2（第7条関係） 1 有料施設の使用料 <table><tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">施設</th><th rowspan="3">単位 （ 時 間）</th><th colspan="2">使用料（円）</th></tr><tr><th>午前9時～ 午後5時</th><th>午後5時～ 午後9時</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>					施設	単位 （ 時 間）	使用料（円）		午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時				
	施設	単位 （ 時 間）	使用料（円）																								
			午前9時～ 午後5時				午後5時～ 午後9時																				
	施設	単位 （ 時 間）	使用料（円）																								
			午前9時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時																							

専用使用料	松戸市	(略)			
	東部スポーツパーク				
	松戸市	体育室	2	2,200	3,300
	クリーンセンター	テニスコート	1面1	440	
	松戸市新松戸プール	(略)			
	(略)				
	普通使用料	松戸市	(略)		
専用使用料	松戸市	(略)			
	東部スポーツパーク				
	松戸市	体育室	1人2	一般220	幼児、小・中学生50
	クリーンセンター				
	松戸市新松戸プール	(略)			
	(略)				
	普通使用料	松戸市	(略)		
専用使用料	松戸市	(略)			
	東部スポーツパーク				
	松戸市	体育室	1人2	一般220	幼児、小・中学生50
	クリーンセンター				
	松戸市新松戸プール	(略)			
	(略)				
	普通使用料	松戸市	(略)		
専用使用料	松戸市	(略)			
	東部スポーツパーク				
	松戸市	体育室	1人2	一般220	幼児、小・中学生50
	クリーンセンター				
	松戸市新松戸プール	(略)			
	(略)				
	普通使用料	松戸市	(略)		
専用使用料	松戸市	(略)			
	東部スポーツパーク				
	松戸市	体育室	1人2	一般220	幼児、小・中学生50
	クリーンセンター				
	松戸市新松戸プール	(略)			
	(略)				
	普通使用料	松戸市	(略)		
専用使用料	松戸市	(略)			
	東部スポーツパーク				
	松戸市	体育室	1人2	一般220	幼児、小・中学生50
	クリーンセンター				
	松戸市新松戸プール	(略)			
	(略)				
	普通使用料	松戸市	(略)		

備考	(略)
2	(略)

備考	(略)
2	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 20 号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

指定管理者に管理を行わせることができる施設に松戸市東部スポーツパーク及び松戸市和名ヶ谷スポーツセンターを追加するため。

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

松戸市スポーツ施設条例（昭和５５年松戸市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（指定管理者による管理） 第２０条 市長は、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設のうち次に掲げるスポーツ施設及び第３条第２項に規定する有料公園施設（以下「指定施設」という。）の管理を指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。この場合において、第４条、第５条、第６条ただし書、第１０条、第１２条及び第１７条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 <u>(1)～(4)</u> （略） 2 （略）	（指定管理者による管理） 第２０条 市長は、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設のうち次に掲げるスポーツ施設及び第３条第２項に規定する有料公園施設（以下「指定施設」という。）の管理を指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。この場合において、第４条、第５条、第６条ただし書、第１０条、第１２条及び第１７条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 (1) <u>松戸市東部スポーツパーク</u> <u>(2)～(5)</u> （略） (6) <u>松戸市和名ヶ谷スポーツセンター</u> 2 （略）

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議 案 第 21 号

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

国家公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に準じ、子を養育する職員等に対して仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行うことを任命権者に義務付けるため。

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（介護休暇） 第10条の2 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第10条の4第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。次条第1項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 第10条の3 （略）	（介護休暇） 第10条の2 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第10条の5第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。次条第1項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 第10条の3 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第10条の4 任命権者は、松戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年松戸市条例第19号。以下「育児休業条例」という。）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための</u>

	<u>措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>育児休業条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第10条の4</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第10条の5</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他

の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) <u>第10条の5</u> (略)	の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) <u>第10条の6</u> (略)
--	---

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議 案 第 22 号

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の拡充を図るため。

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年松戸市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。)第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条(育児休業法第１７条において準用する場合を含む。)、第１５条(育児休業法第１７条において準用する場合を含む。)、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項及び第２項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第１７条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。) （部分休業） 第１８条 部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業を言う。以下同じ。）の承認は、	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。)第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条(育児休業法第１７条において準用する場合を含む。)、第１５条(育児休業法第１７条において準用する場合を含む。)、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項から第３項まで及び第５項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第１７条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第１号部分休業の承認） 第１８条 育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休

正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第9条第3項の規定による有給休暇を承認されている職員のうち規則で定める職員又は同条例第10条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 (略)

業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第9条第3項の規定による有給休暇を承認されている職員のうち規則で定める職員又は同条例第10条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 (略)

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則

	<u>で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の</u> <u>人事院規則で定める時間を基準として条例で定め</u> <u>る時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、</u> <u>当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当</u> <u>たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別</u> <u>の事情)</u> <u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で</u> <u>定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病によ</u> <u>り入院したこと、配偶者と別居したことその他の</u> <u>同条第2項の規定による申出時に予測することが</u> <u>できなかった事実が生じたことにより同条第3項</u> <u>の規定による変更（以下「第3項変更」という。）</u> <u>をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達</u> <u>するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命</u> <u>権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u>
第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	<u>第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定</u> <u>する部分休業の承認を受けて勤務しない場合に</u> <u>は、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、</u> <u>その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に</u> <u>規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給</u> <u>与を支給する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u>
第20条 第5条の規定は、部分休業について準用する。	<u>第20条 育児休業法第19条第6項において準用</u> <u>する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由</u> <u>は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議 案 第 23 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、公示送達の方法を見直すとともに、個人市民税に係る特定親族特別控除及び寄附金税額控除に関する規定並びに市たばこ税に係る加熱式たばこの課税標準の特例に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成２７年松戸市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（公示送達） 第７条 法第２０条の２の規定による公示送達は、松戸市公告式条例（昭和２５年松戸市条例第２３号）で定める掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u>	（公示送達） 第７条 法第２０条の２の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「法施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を松戸市公告式条例（昭和２５年松戸市条例第２３号）で定める掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>
（納税証明事項） 第９条 地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「法施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第９条 <u>法施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u>
（所得控除） 第２０条 所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には同条第１項及び第３項から第１１項までの規	（所得控除） 第２０条 所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には同条第１項及び第３項から第１１項までの規

定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) (略)

(2) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であって、その受益の範囲が市内に及ぶと市長が認めるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの

(3) (略)

2 (略)

(市民税の申告)

第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3

定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) (略)

(2) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託（千葉県知事の認可を受けた公益信託）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(3) (略)

2 (略)

(市民税の申告)

第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3

月15日までに、申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第31条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）

月15日までに、申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第31条第1項第3号及び第32条第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第31条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）

で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第32条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第57条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第32条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第57条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当

(1)・(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略)	該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略)
(種別割に関する申告又は報告) 第106条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、申告書及びその者の住所又は所在地を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2～4 (略)	(種別割に関する申告又は報告) 第106条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、<u>軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては申告書及びその者の住所又は所在地を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</u> 2～4 (略)
附 則 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> 第11条 <u>当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令附則第3条の2の3に規定するところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得割を課する。</u>	附 則 第11条 削除 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u>

第46条 削除

第46条 令和8年4月1日以後に第111条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第111条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第112条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第113条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第111条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合にお

	ける計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第112条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第112条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの
--	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第20条、第29条第1項ただし書、第31条第1項第3号及び第32条第1項の改正規定並びに附則第3条第1項から第4項までの規定 令和8年1月1日
- (2) 第24条第1項の改正規定、附則第11条の改正規定及び附則第3条第5項の規定 令和9年1月1日
- (3) 附則第46条の改正規定 令和8年4月1日
- (4) 第7条及び第9条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の松戸市市税条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第20条及び第29条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第31条第1項第3号及び第32条第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第31条第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第31条第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の松戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第31条第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第32条第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第32条第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第32条第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第2号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であって、その受益の範囲が市内に及ぶと市長が認めるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第46条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、松戸市市税条例第111条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第113条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第46条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 松戸市市税条例第113条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第46条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第46条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議 案 第 24 号

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険法等の改正に伴い、重度心身障害者医療費助成金支払いのための資格確認に係る規定を整備するため。

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和４８年松戸市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(助成の方法) 第７条 市長は、認定者が契約医療機関において、 <u>受給券及び社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証、被扶養者証等</u> を提示したときは、助成金を当該契約医療機関へ支払うものとする。 ２ （略）	(助成の方法) 第７条 市長は、認定者が契約医療機関において、 社会保険各法に基づく <u>電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、受給券</u> を提示したときは、助成金を当該契約医療機関へ支払うものとする。 ２ （略）

附 則

この条例は、令和７年１２月２日から施行する。

議 案 第 25 号

松戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

クリーンセンターの解体に伴い、松戸市六実高柳老人福祉センターを令和7年度末で廃止するため。

松戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

松戸市老人福祉センター条例（昭和48年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後																				
（名称及び位置） 第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>松戸市小金原老人福祉センター</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>松戸市六実高柳老人福祉センター</td><td>松戸市高柳1，832番地</td></tr> <tr> <td>松戸市東部老人福祉センター</td><td>（略）</td></tr> </tbody> </table> 2 （略）	名称	位置	（略）		松戸市小金原老人福祉センター	（略）	松戸市六実高柳老人福祉センター	松戸市高柳1，832番地	松戸市東部老人福祉センター	（略）	（名称及び位置） 第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>松戸市小金原老人福祉センター</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td colspan="2">（削除）</td></tr> <tr> <td>松戸市東部老人福祉センター</td><td>（略）</td></tr> </tbody> </table> 2 （略）	名称	位置	（略）		松戸市小金原老人福祉センター	（略）	（削除）		松戸市東部老人福祉センター	（略）
名称	位置																				
（略）																					
松戸市小金原老人福祉センター	（略）																				
松戸市六実高柳老人福祉センター	松戸市高柳1，832番地																				
松戸市東部老人福祉センター	（略）																				
名称	位置																				
（略）																					
松戸市小金原老人福祉センター	（略）																				
（削除）																					
松戸市東部老人福祉センター	（略）																				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 26 号

松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会条例の制定について

松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

新焼却施設整備事業に係る事業者を選定するに当たり、市長の附属機関を設置するため。

松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新焼却施設整備事業の事業者（以下「事業者」という。）の選定に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第5条第1項の実施方針の策定に関する事項
- (2) 法第7条の規定による特定事業の選定に関する事項
- (3) 募集要項及び事業者の選定基準の策定に関する事項
- (4) 事業者となろうとする者の選考に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から事業者が選定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後														
別表2(第4条関係) <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選考委員会委員</td><td>(略)</td></tr></table>	職名	報酬	(略)		松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選考委員会委員	(略)	別表2(第4条関係) <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選考委員会委員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会委員</td><td>日額 8,500円</td></tr></table>	職名	報酬	(略)		松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選考委員会委員	(略)	松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会委員	日額 8,500円
職名	報酬														
(略)															
松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選考委員会委員	(略)														
職名	報酬														
(略)															
松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選考委員会委員	(略)														
松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会委員	日額 8,500円														

議 案 第 27 号

松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止
に関する条例の制定について

松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するための必要な規制を行うことにより、市民の生活環境を保全するため。

松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第6条）
- 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条）
- 第4章 特定事業の規制（第9条—第33条）
- 第5章 特定事業に係る土地所有者の義務（第34条）
- 第6章 雑則（第35条—第40条）
- 第7章 罰則（第41条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上である土砂等の埋立て等を行う事業（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）（土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該土砂等の埋立て等を行う事業を施工する日前6月以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域と既に施工され、又は施工中の土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域の面積とが合算して300平方メートル以上になるもの（当該土砂等の埋立て等を行う事業の事業区域の土地所有者若しくは事業者又はその両方が同一の者である場合に限る。）を含む。）をいう。
- (3) 特定事業区域 特定事業に供する区域をいう。
- (4) 特定事業場 特定事業区域及び特定事業に供する施設が存する区域をいう。
- (5) 事業者 土砂等の埋立て等を行う者（請負契約等により土砂等の埋立て等を行う者を含む。）をいう。
- (6) 土地所有者 土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者をいう。

（事業者の義務）

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する義務を有する。

2 事業者は、土砂等の埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生した場合は、市民の生活環境の保全に支障が生じないように、当該土砂等の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処し

なければならない。

- 3 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。
- 4 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。
- 5 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第4条 土地所有者は、事業者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

- 2 土地所有者は、自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

- 2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、土砂等の埋立て等に使用される土砂等が安全基準に適合していることを証する書類等を提出させ、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立て等に係る事業者及び土地所有者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように規則で定める基準を遵守し、かつ、必要な措置を講じなければ

ならない。

- 2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、期限を定めてこれらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可等)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業

(事前協議)

第10条 前条又は第16条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業の計画について市長と協議しなければならない。

(説明会の開催等)

第11条 第9条の許可の申請をしようとする者は、当該申請をする日の前日までに、前条の規定による事前協議の内容に基づき、当該申請に係る特定事業場の周辺に居住する者で規則で定めるもの（次項において「周辺住民」という。）に対して、当該申請に係る第13条第1項各号に掲げる事項その他規則で定める事項（次項において「周知事項」という。）を周知するための説明会を開催しなければならない。

- 2 第9条の許可の申請をしようとする者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項に規定する説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該申請をしようとする者は、規則で定める方法により、当該申請をする前日までに、周知事項を周辺住民に周知しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者等の同意等)

第12条 第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内（一時堆積特定事業（次条第2項に規定する一時堆積特定事業をいう。）の場合は、当該申請に係る特定事業場内）の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者及び当該特定事業場の土地の所有者（当該特定事業者を除く。）に当該特定事業について説明し、その同意を得なければならない。

- 2 第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域の近傍の土地の所有者及び周辺の住民に当該特定事業について説明し、その承諾を得なければならない。

3 第1項の同意及び前項の承諾は、前条に規定する説明会の開催又は周知の後に得なければならない。

4 第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業場の存する町会又は自治会に当該特定事業について説明し、その承諾を得よう努めなければならない。

5 第9条の許可の申請をしようとする者は、当該申請に係る特定事業場の存する町会又は自治会から、当該特定事業場の周辺地域の環境保全に係る遵守事項についての協定の締結の申出があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

6 前各項の規定は、規則で定める特定事業については適用しない。

(許可の申請等)

第13条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業区域の面積
- (4) 現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時堆積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- (5) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名
- (6) 特定事業区域の表土の地質の状況
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量
- (8) 特定事業の期間
- (9) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (10) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (13) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積特定事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- (3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (4) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- (5) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- (6) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(申請の制限等)

第14条 第9条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年（当該許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合にあっては、5年）を超えて申請することができない。

2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8

条第2項、第30条又は第32条の規定による命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第15条 市長は、第9条の許可の申請が第13条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第31条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第31条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第31条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（ケにおいて「暴力団員等」という。）

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに、アからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(2) 第12条第1項に規定する同意及び同条第2項に規定する承諾を得ていること。

(3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。

(4) 現場事務所を設置すること。

(5) 特定事業に係る現場責任者を置くこと。

(6) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。

(7) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(8) 第13条第1項第10号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。

(9) 第13条第1項第10号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために

必要な措置が図られていること。

- (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 2 市長は、第9条の許可の申請が第13条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに次の各号に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。
 - (1) 一時堆積特定事業が5年以内に完了するものであること。
 - (2) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあっては、この限りでない。
 - (3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
 - (4) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。
 - (5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- 3 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものについては、第1項第7号及び第11号並びに前項第3号の規定は適用しない。

(変更の許可等)

- 第16条 第9条の許可を受けた者は、第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条及び第12条の規定を準用する。
- 2 第9条の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定による命令に従って、当該許可に係る第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は、適用しない。
 - 3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 変更の内容及びその理由
 - (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項
 - 4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、第1項の許可の申請が一時堆積特定事業に係るものであるとき又は同項の許可の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係るものである場合において市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 5 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。ただし、第1項の許可の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可

等を要する行為等に係るものである場合において市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

6 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。

8 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第12条第1項（第1項及び第27条第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地所有者に通知しなければならない。

（許可の条件）

第17条 第9条の許可（前条第1項及び第27条第1項の許可を含む。以下この章において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第9条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（特定事業の着手の届出）

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、あらかじめ、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が、法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積（次条において「一時的堆積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合

（土砂等管理台帳の作成等）

第20条 第9条の許可（当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段

(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分され

ているものに限る。)

(3) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第9条の許可(当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合に限る。)を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を当該土砂等を搬入し、又は搬出する日の属する月の末日までに作成し、当該許可を受けた日から1年ごとに閉鎖しなければならない。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前2項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(地質検査等の報告)

第21条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、当該一時堆積特定事業の特定事業場の区域)以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第22条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所又は市長が指定する場所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第20条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の設置等)

第23条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、前項に規定する期間、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第24条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

- 3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。
- 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 6 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第26条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。
- 3 第9条の許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第27条 第9条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第12条（周辺の住民及び町会又は自治会の承諾を除く。）の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 申請者が第15条第1項第1号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

4 第1項の許可の基準については、第15条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。

5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

（相続等）

第28条 第9条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第12条第1項（第16条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地所有者に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第29条 第9条の許可を受けた者は、自己の名義をもって、第三者に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。

（措置命令）

第30条 市長は、特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、当該特定事業を行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条の許可を受けた者（第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した許可特定事業者を除く。）に対し、当該特定事業を直ちに停止し、又は期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、第9条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当

該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第31条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項又は第8条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第9条、第16条第1項又は第27条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第9条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (4) 第15条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき、又は第9条の許可を受けた当時既に第15条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。
- (5) 第15条第1項第1号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき、又は第9条の許可を受けた当時既に第15条第1項第1号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (6) 第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第17条の条件に違反したとき。
- (8) 第19条から第23条までの規定に違反したとき。
- (9) 第28条第1項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。
- (10) 第29条の規定に違反して第三者に特定事業を行わせたとき。
- (11) 前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第32条 市長は、第24条第6項、第25条第5項、第26条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第24条第6項、第25条第5項、第26条第5項又は前条第2項の規定に違反した者が行った特定事業により、その特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業区域の現状を保全するために必要な措置を直ちに講ずべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第33条 第9条の許可を受けた者は、当該特定事業について第24条第3項の規定による廃止の届出、第25条第3項の規定による完了の届出若しくは第26条第3項の規定による終了の届出をした日又は第31条第1項による第9条の許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算

機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。第4項において同じ。)の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第43条第3号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。

3 第9条の許可を受けた者は、第20条に規定する土砂等管理台帳を同条第1項又は第2項の規定による閉鎖後3年間保存しなければならない。

4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第42条第4号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。

第5章 特定事業に係る土地所有者の義務

第34条 土地所有者は、第12条第1項(第16条第1項及び第27条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時堆積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第13条第1項第1号から第12号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては同条第2項第1号から第6号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第12条第1項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第12条第1項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期限を定めて、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、検査の用に供するために必要な限度において当該土砂等を無償で採取させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第37条 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名、違反等の事実その他規則で定める事項を公表するものとする。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条第1項、第2項若しくは第3項、第31条第1項又は第32条の規定による命令に違反した者

- (2) 第9条、第16条第1項又は第27条第1項の規定に違反して特定事業を行った者
- (3) 第17条の規定により付された条件に違反して特定事業を行った者
- (4) 第29条の規定に違反して第三者に特定事業を行わせた者
(許可等に関する意見聴取)

第38条 市長は、第9条、第16条第1項又は第27条第1項の許可をしようとするときは、第15条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由（同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号オに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第31条第1項の規定により、第9条の許可を取り消し、又は特定事業の停止を命じようとするときは、第15条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(手数料)

第39条 第9条、第16条第1項又は第27条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、申請を行う際に手数料を納めなければならない。

- (1) 第9条の許可に係る申請手数料 1件につき 50,000円
- (2) 第16条第1項の許可に係る申請手数料 1件につき 30,000円
- (3) 第27条第1項の許可に係る申請手数料 1件につき 30,000円

2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条第1項、第2項若しくは第3項、第31条第1項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第9条、第16条第1項又は第27条第1項の規定に違反して特定事業を行った者
- (3) 第29条の規定に違反して第三者に特定事業を行わせた者

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第20条第3項、第21条第1項若しくは第2項又は第35条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第33条第3項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
- (5) 第36条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第8項、第18条、第24条第3項、第25条第3項、第26条第3項又は第28条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条第1項の規定に違反した者

(3) 第33条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者
(両罰規定)

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して1年間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者がその期間内に第9条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

議 案 第 28 号

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

地域の生活環境の維持及び向上に資することを目的として、エンバーミング
施設等の建築主等に対して、建築等の計画の周知や近隣住民への説明等の義務
付け等をするため。

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成１９年松戸市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第２条 （略） ２ この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）（略） （２）特定建築物 その全部又は一部を次に掲げる用途に供する建築物をいう。 ア・イ （略） ウ～カ （略） （３）～（１０） （略）	（定義） 第２条 （略） ２ この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）（略） （２）特定建築物 その全部又は一部を次に掲げる用途に供する建築物をいう。 ア・イ （略） <u>ウ エンバーミング施設（薬剤を使用した遺体の保存及び修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。）又は遺体保管所</u> <u>エ～キ</u> （略） （３）～（１０） （略）

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に松戸市における宅地開発事業等に関する条例（平成１３年松戸市条例第３５号）第１０条の規定による協議の申請、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第６条第１項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）若しくは法第６条の２第１項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の

申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知（以下これらを「申請等」という。）がなされた中高層建築物等の建築等について適用し、施行日前に申請等がなされた中高層建築物等の建築等については、なお従前の例による。

議 案 第 29 号

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

駐車場法施行令の改正に伴い、共同住宅の駐車施設について現行の設置基準を維持するため関係規定の整備を行うとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、附置義務が課されている駐車施設のうち車椅子利用者用の駐車施設について設置基準を整備するため。

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和58年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
（建築物の新築の場合における駐車施設の附置） 第4条 次の表のアの項に掲げる面積がイの項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、ウの項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれエの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値にオの項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値）の駐車台数（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。以下同じ。）以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。		（建築物の新築の場合における駐車施設の附置） 第4条 次の表のアの項に掲げる面積がイの項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、ウの項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれエの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値にオの項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値）の駐車台数（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。以下同じ。）以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、<u>共同住宅及び</u>非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。	
ア	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得たものとの合計	ア	特定用途 <u>（共同住宅を除く。）</u> に供する部分の床面積と <u>共同住宅及び</u> 非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得たものとの合計
(略)		(略)	
ウ	特定用途に供する部分の床面積	ウ	特定用途 <u>（共同住宅を除く。）</u> に供する部分の床面積
	非特定用途に供する部分の床面積		<u>共同住宅及び</u> 非特定用途に供する部分の床面積

(略)		
備考		
特定用途に供する部分の床面積及び非特定用途に供する部分の床面積を算出するに当たっては、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。		

(駐車施設の規模)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第4条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数が10台を超えるものについては、当該駐車施設の駐車台数に0.1を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として幅3.5メートル以上奥行6メートル以上とし、残余の駐車台数に係る自動車の駐車に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上奥行5メートル以上とし、それぞれ自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければならない。

	部分の床面積	積
(略)		
備考		
特定用途<u>(共同住宅を除く。)</u>に供する部分の床面積並びに共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積を算出するに当たっては、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。		

(駐車施設の規模)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第4条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数が10台を超えるものについては、当該駐車施設の駐車台数に0.1を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として幅3.5メートル以上奥行6メートル以上とし、残余の駐車台数に係る自動車の駐車に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上奥行5メートル以上とし、それぞれ自動車が有効に駐車し、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数

3 (略)	があるときは、その端数を切り上げた数) (2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数 3 (略)
-------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新築、増築又は用途変更の工事中の建築物における駐車施設については、この条例による改正後の松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議 案 第 30 号

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

災害対策基本法の改正を踏まえ、傷病補償年金等の加算対象となる非常勤消防団員等の活動範囲としている異常な自然現象の例示に地盤の液状化を追加するため。

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例） 第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額はそれぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45）を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第16条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。	（特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例） 第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、<u>地盤の液状化</u>その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額はそれぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45）を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第16条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

契約の締結について

松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 778,800,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 松戸市根本124番地
輝建設株式会社
代表取締役 岡 田 英 夫 |

提 案 理 由

松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキに、階段、エスカレーター等を新たに設置することにより、利便性の向上を図るため。

議案第31号参考資料1

1 入札方式 総合評価方式（簡易型）

2 予定価格 708,800,000 円

3 調査基準価格 652,096,000 円

4 失格基準価格 493,645,000 円

5 入札結果

業者名	入札書記載金額	技術評価点	評価値	
輝建設株式会社	708,000,000 円	121.000	1.709039	落札
株式会社湯浅建設				辞退

※評価値＝技術評価点÷入札書記載金額×10,000,000

6 契約金額 778,800,000 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 70,800,000 円）

松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良工事

1 工事場所 松戸市本町24番地先

2 工事概要

(1) 工事対象施設

ア 施設名称 松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ

イ 構造 鉄骨造

ウ 施設面積 2,699.33 m²

(2) 工事内容

ア 松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキにおいて、以下の施設を新たに設置する。

(ア) 昇降機設備（上りエスカレーター（S600形）） 1基

(イ) 昇降機設備（下りエスカレーター（S600形）） 1基

(ウ) 屋外階段 一式

(I) デッキ上屋（L＝約65m） 一式

イ 上記施設の設置に伴う以下の工事を行う。

(ア) 取合部改修工事（撤去・復旧・新設・仕上） 一式

(イ) 電気設備工事 一式

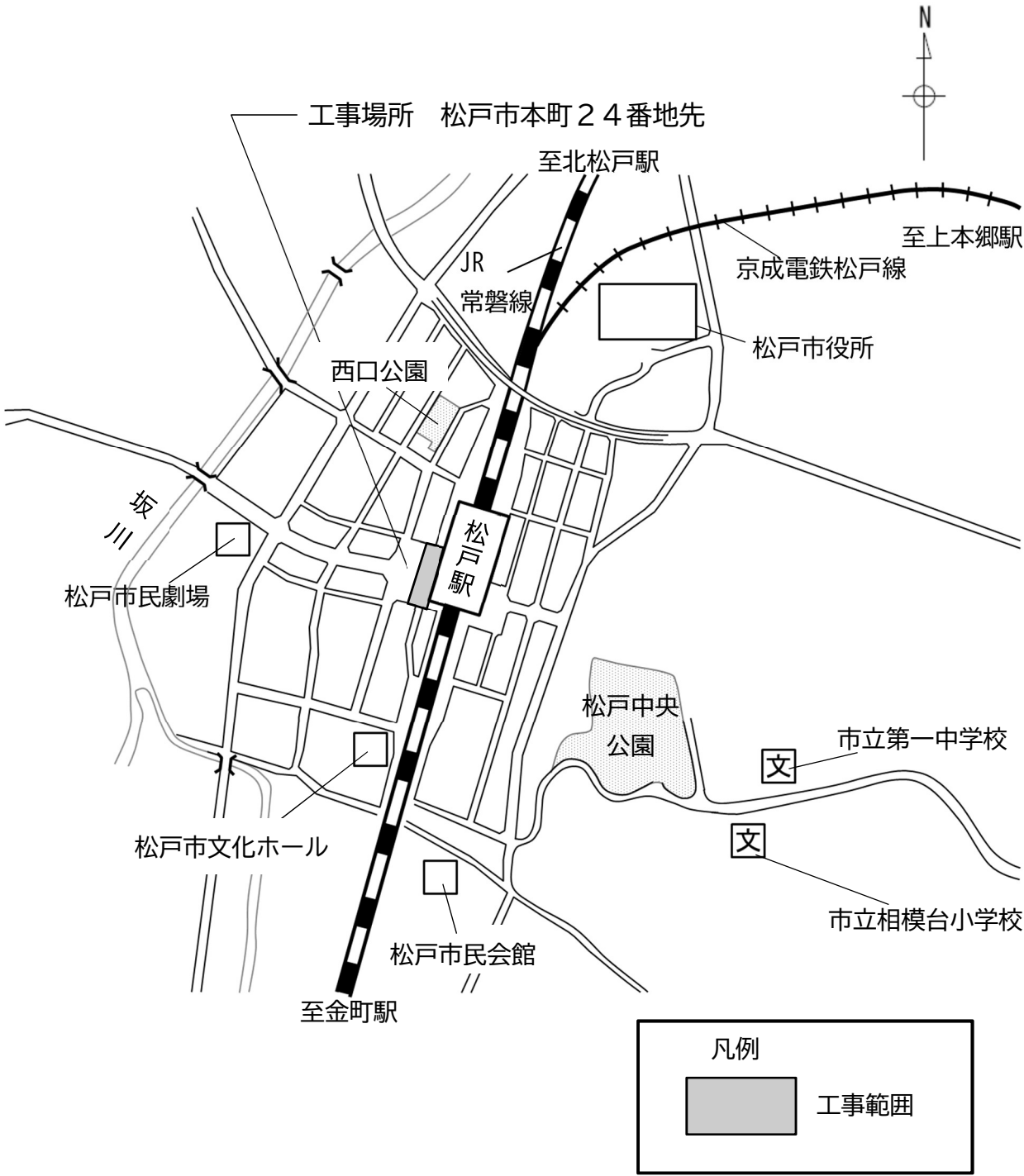
(ウ) 機械設備工事 一式

3 工期

市議会の議決を得た日の翌日から令和9年8月31日まで

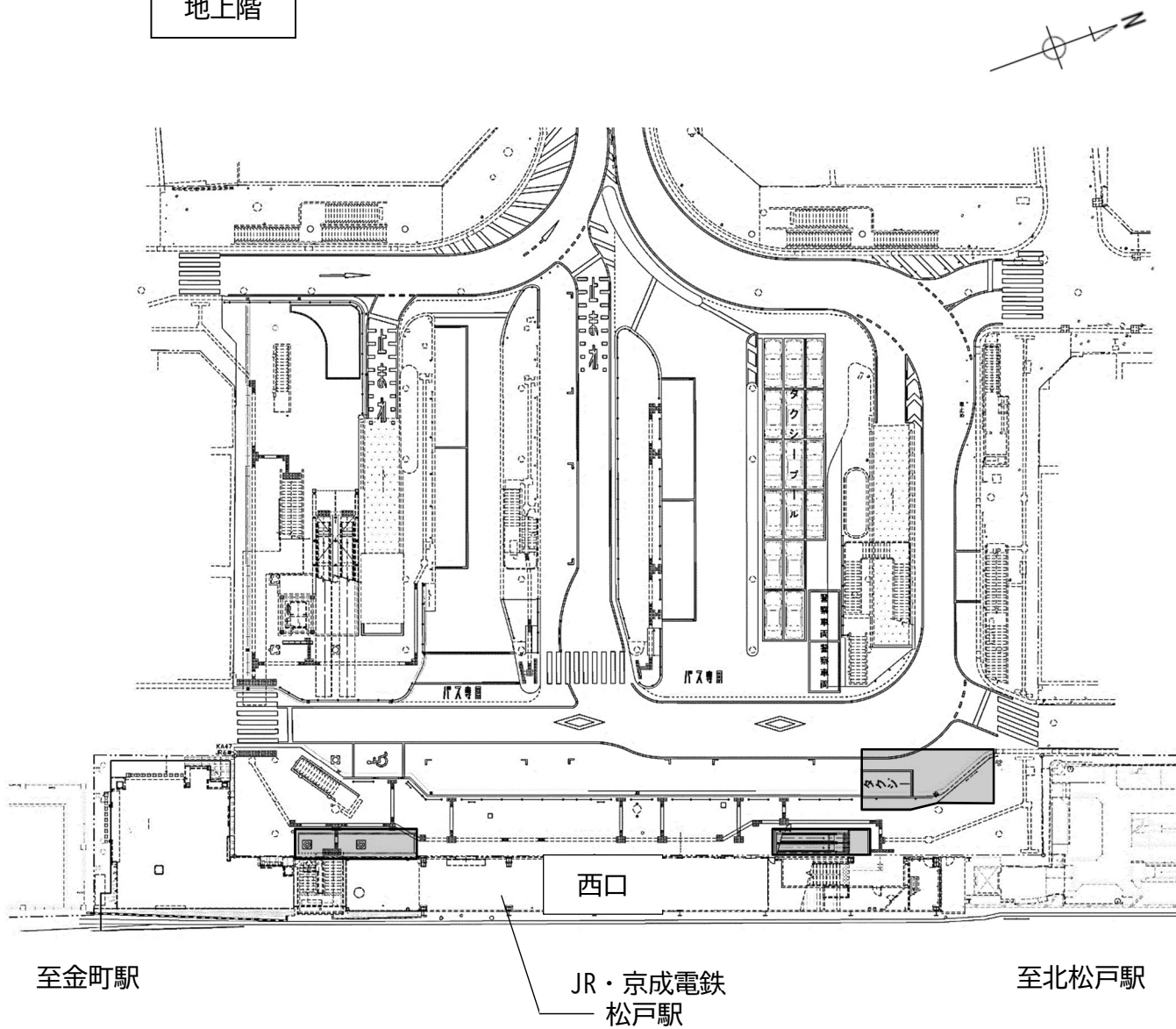
松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良工事

案 内 図



配置図

地上階

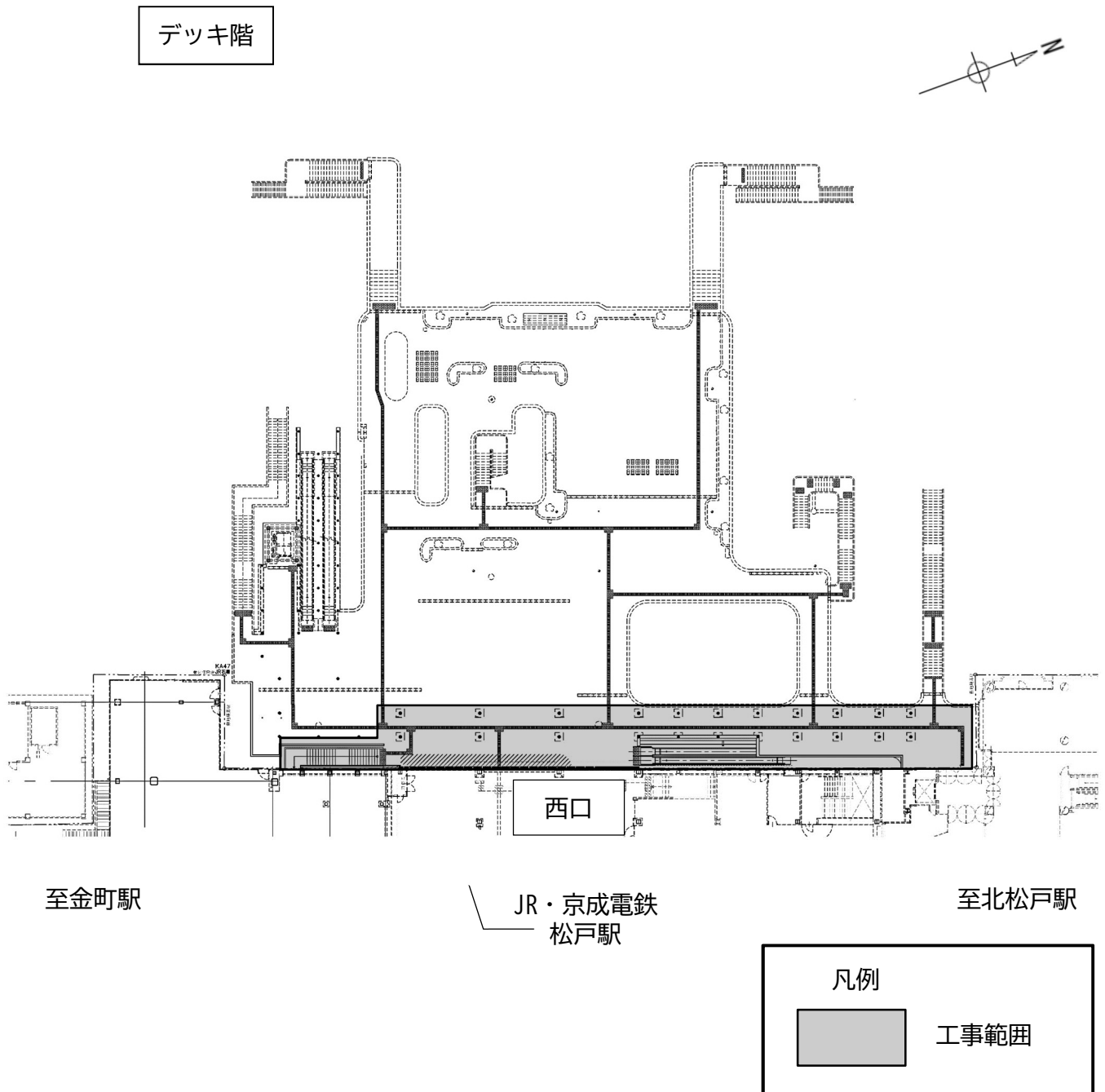


凡例



工事範圍

配 置 図



契約の締結について

松戸市立梨香台小学校外壁改修工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 松戸市立梨香台小学校外壁改修工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 616,000,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 松戸市日暮五丁目25番地
株式会社湯浅建設
代表取締役 湯 浅 健 司 |

提 案 理 由

松戸市立梨香台小学校の校舎老朽化に伴い、外壁改修工事を行うため。

議案第32号参考資料1

1 入札方式 総合評価方式（簡易型）

2 予定価格 560,600,000 円

3 調査基準価格 515,752,000 円

4 失格基準価格 391,866,000 円

5 入札結果

業者名	入札書記載金額	技術評価点	評価値	
株式会社湯浅建設	560,000,000 円	124.000	2.214285	落札
太陽ハウス株式会社	556,000,000 円	107.000	1.924460	
三良建設株式会社	559,000,000 円	109.000	1.949910	

※評価値＝技術評価点÷入札書記載金額×10,000,000

6 契約金額 616,000,000 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 56,000,000 円）

松戸市立梨香台小学校外壁改修工事

1 工事場所

松戸市高塚新田512番地の13

2 工事概要

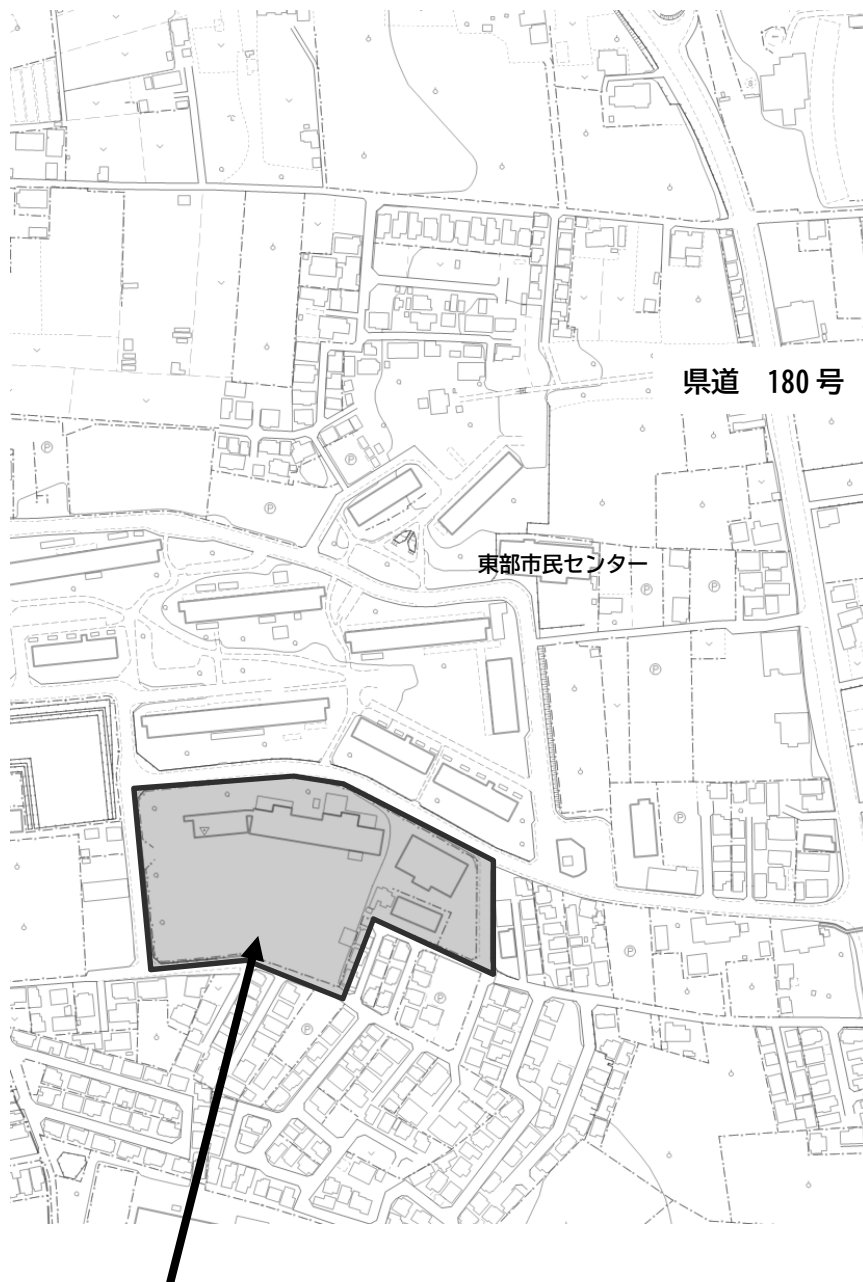
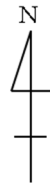
- (1) 主要用途 小学校校舎
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造
- (3) 階数 地上5階
- (4) 建築面積 1,893.82平方メートル
- (5) 延床面積 6,102.72平方メートル
- (6) 工事内容
 - ア 外壁改修工事
 - イ 屋上防水改修工事
 - ウ 外部建具改修工事

3 工期

市議会の議決を得た日の翌日から令和9年2月19日まで

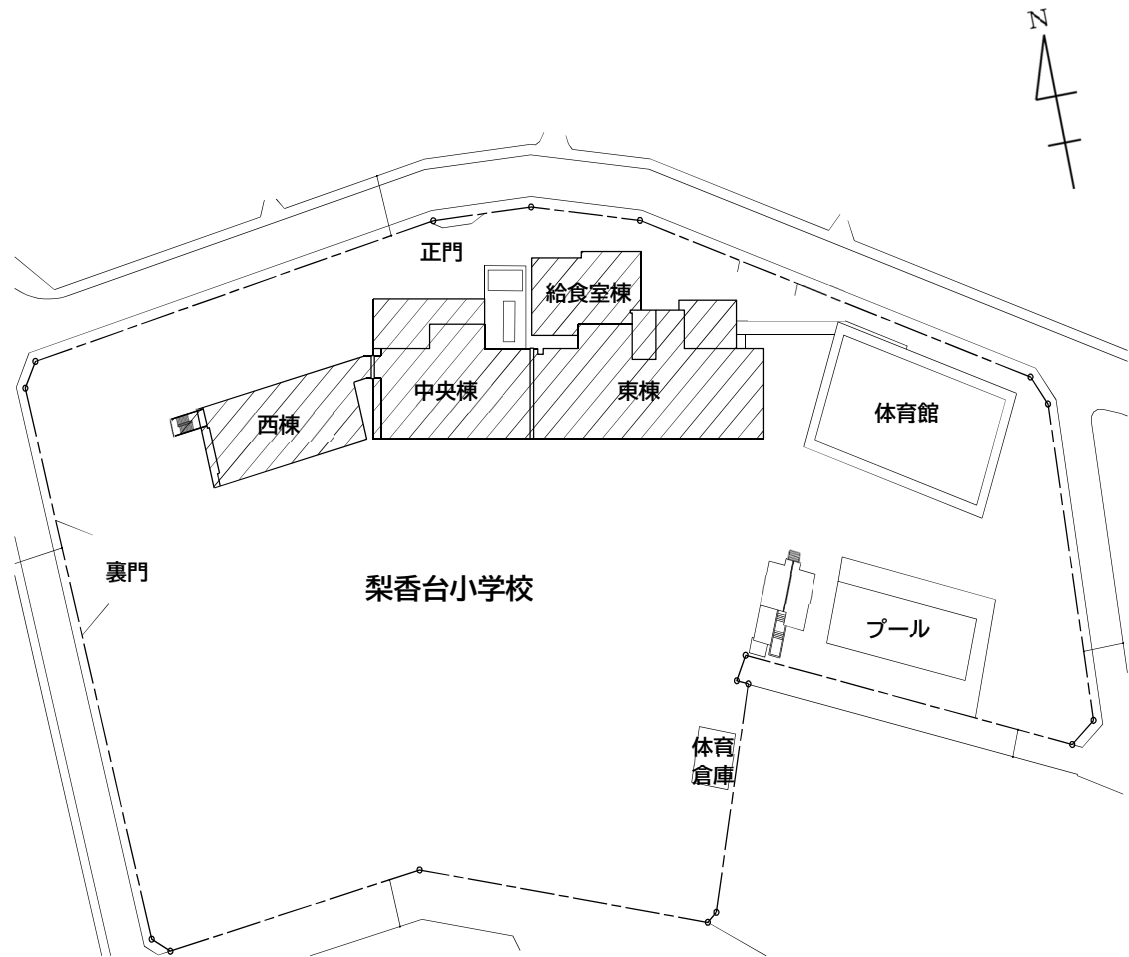
松戸市立梨香台小学校外壁改修工事

案 内 図



工事場所：松戸市高塚新田512番地の13
(松戸市立梨香台小学校)

配置図



凡例

工事範囲

契約の締結について

松戸市立大橋小学校外壁改修工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 松戸市立大橋小学校外壁改修工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 531,300,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松戸市日暮五丁目25番地
株式会社湯浅建設
代表取締役 湯 浅 健 司 |

提 案 理 由

松戸市立大橋小学校の校舎老朽化に伴い、外壁改修工事を行うため。

議案第33号参考資料1

1 入札方式 総合評価方式（簡易型）

2 予定価格 484,200,000 円

3 調査基準価格 445,464,000 円

4 失格基準価格 337,918,000 円

5 入札結果

業者名	入札書記載金額	技術評価点	評価値	
株式会社湯浅建設	483,000,000 円	119.000	2.463768	落札
輝建設株式会社	484,000,000 円	113.000	2.334710	

※評価値＝技術評価点÷入札書記載金額×10,000,000

6 契約金額 531,300,000 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 48,300,000 円）

松戸市立大橋小学校外壁改修工事

1 工事場所

松戸市二十世紀が丘梨元町32番地

2 工事概要

- (1) 主要用途 小学校校舎
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造
- (3) 階数 地上4階
- (4) 建築面積 2,308.47平方メートル
- (5) 延床面積 5,840.52平方メートル
- (6) 工事内容
 - ア 外壁改修工事
 - イ 屋上防水改修工事
 - ウ 外部建具改修工事

3 工期

市議会の議決を得た日の翌日から令和9年2月19日まで

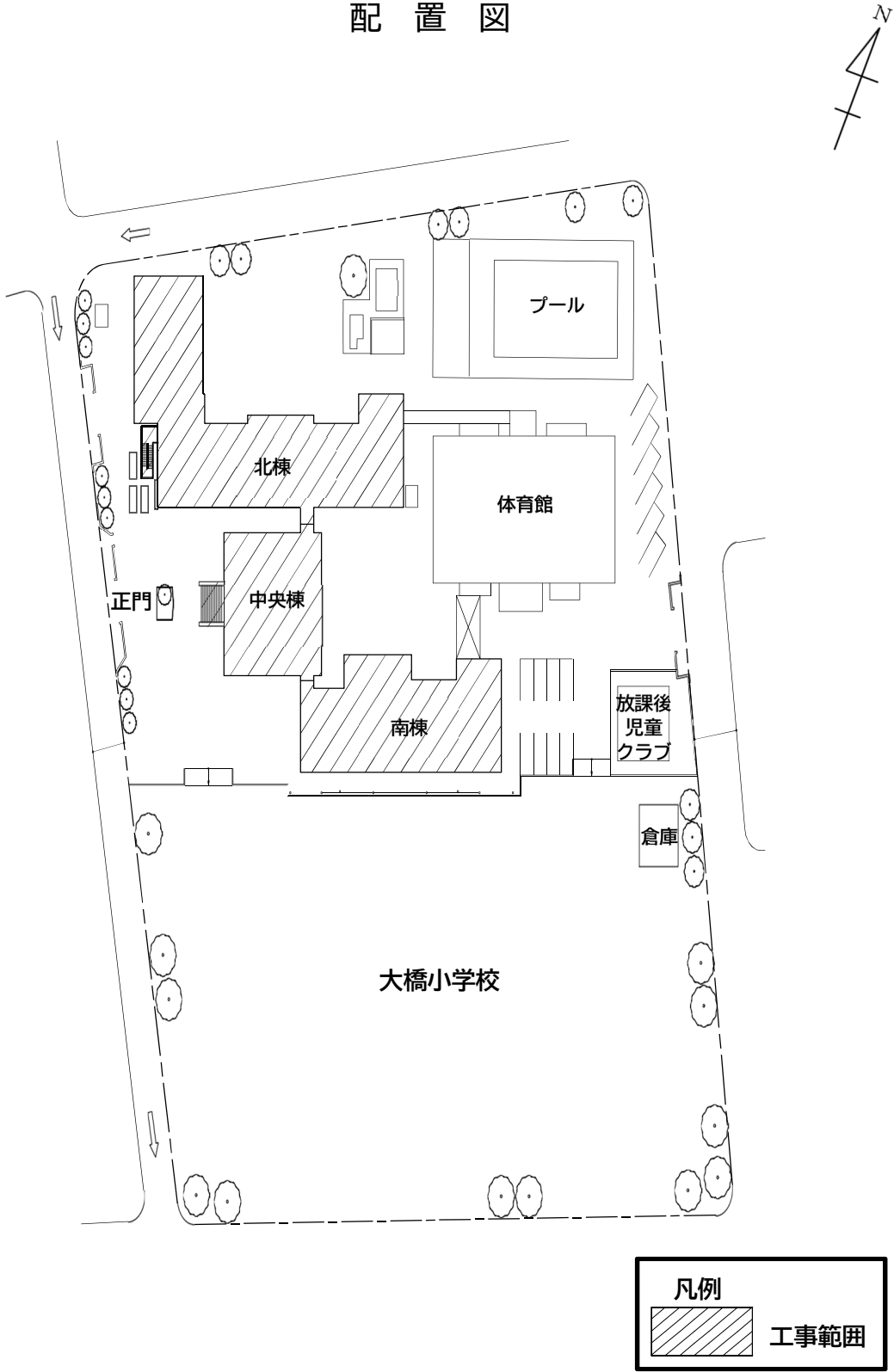
松戸市立大橋小学校外壁改修工事

案 内 図



工事場所：松戸市二十世紀が丘梨元町32番地
(松戸市立大橋小学校)

配置図



契約の締結について

松戸市立幸谷小学校外壁改修工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和7年9月5日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 松戸市立幸谷小学校外壁改修工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 560,780,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松戸市小金清志町三丁目59番地
株式会社浅野工務店
代表取締役 浅 野 実 |

提 案 理 由

松戸市立幸谷小学校の校舎老朽化により、外壁改修工事を行うため。

議案第34号参考資料1

1 入札方式 総合評価方式（簡易型）

2 予定価格 515,200,000 円

3 調査基準価格 473,984,000 円

4 失格基準価格 359,774,000 円

5 入札結果

業者名	入札書記載金額	技術評価点	評価値	
株式会社浅野工務店	509,800,000 円	111.000	2.177324	落札
三良建設株式会社	512,000,000 円	109.000	2.128906	

※評価値＝技術評価点÷入札書記載金額×10,000,000

6 契約金額 560,780,000 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 50,980,000 円）

松戸市立幸谷小學校外壁改修工事

1 工事場所

松戸市幸谷212番地の2

2 工事概要

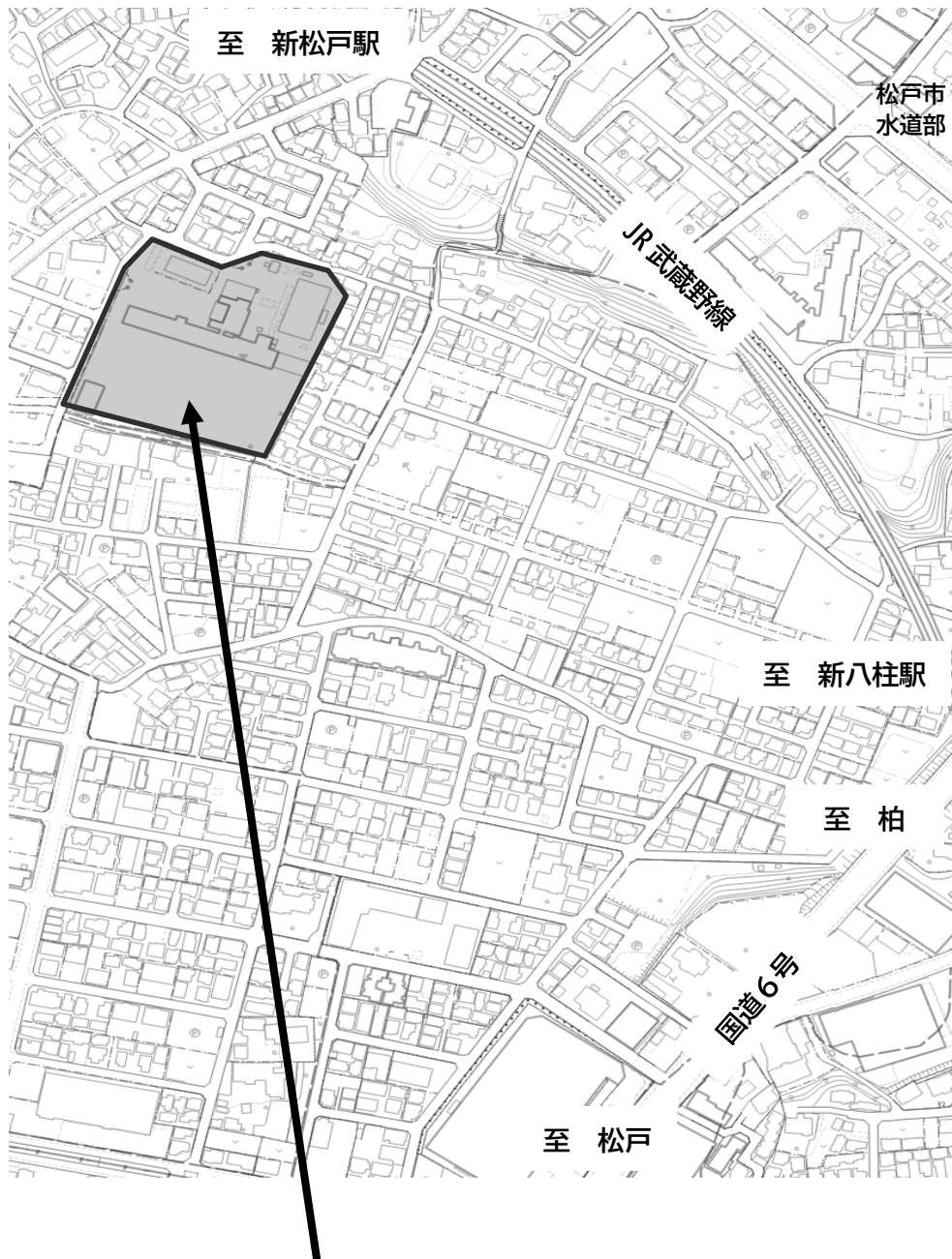
- (1) 主要用途 小學校校舎
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造
- (3) 階数 地上4階
- (4) 建築面積 2,288.92平方メートル
- (5) 延床面積 5,165.00平方メートル
- (6) 工事内容
 - ア 外壁改修工事
 - イ 屋上防水改修工事
 - ウ 外部建具改修工事

3 工期

市議会の議決を得た日の翌日から令和9年2月19日まで

松戸市立幸谷小学校外壁改修工事

案 内 図



工事場所：松戸市幸谷212番地の2
(松戸市立幸谷小学校)

配置図

